平成２４年（フ）第１３１５号
大阪市淀川区十八条３丁目12番19号
債務者　服部　照美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５８８号
大阪市住吉区苅田５丁目９番22号　ハイツ紀ノ藤202号
債務者　福本　　麗（旧姓福島・ガセミ）
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６８４号
大阪市西淀川区御幣島４丁目３番31号
債務者　ヘルナンドレジマーオアノ
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８２０号
大阪市中央区安堂寺町２丁目１番７―1503号
債務者　齋藤　浩次
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９２２号
大阪府八尾市楠根町４丁目14番地の１　岩崎ハイツ204号
債務者　西川路國子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９３２号
大阪府東大阪市御厨中１丁目１番27号ライラック商大前303号
債務者　森　　祐子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９３７号
大阪府八尾市東山本新町５丁目１番18号
債務者　中村裕美子（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９７０号
大阪府高槻市別所本町17番２―312号
債務者　吉村　雅行
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９８１号
大阪市東淀川区瑞光５丁目３番２―716号
債務者　中西ひとみ
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０５７号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番６―101号
債務者　澤井　千惠
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０６３号
大阪府東大阪市岩田町１丁目２番５号エクセレントハイツ202号
債務者　城山富美雄
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７号
広島県福山市南蔵王町４丁目７番38―1304号
債務者　池田　理英
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１８号
広島県福山市宝町７番24―505号
債務者　池田　桂子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６１号
広島県府中市出口町1091番地１
債務者　有田　伸一
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６２号
広島県府中市出口町1091番地１
債務者　有田　幹枝
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６６号
広島県福山市北吉津町４丁目10番20号ローズハイツ101
債務者　土居　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１６号
佐賀県唐津市和多田天満町１丁目２番36号
債務者　増本　和利
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第５６１号
愛知県あま市甚目寺西大門39番地２　ライオンズマンション202号
債務者　伊藤加代美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部